

裁判長 被告を叱責

「部落探訪」第3回口頭弁論

被告宮部「こんな裁判やつてられない」



第3回口頭弁論後の報告集会には92人の支援者が駆け付け、裁判勝利に向けて団結ガンバローをおこなった＝9月18日、さいたま市の埼佛会館で

インターネットで被差別部落を晒す「部落探訪」（曲輪クエスト）の削除を求めた裁判（民事第2部・関根規夫裁判長）の第3回口頭弁論が9月18日、さいたま地裁で開かれた。地裁には92人の支援者が傍聴に駆けつけ、抽選で43人が101号法廷で傍聴した。

口頭弁論で被告宮部は裁判長に対して「原告は被告を主張すると言ったが、主張していない。被告を立証しないで感想文になっている。こんなことなら埼玉まで来る必要はない。裁判では、今後の進

リリモートでもいい。時間のムダだ」と発言。また、「こんなに支援者を集めて、これではまるで糾弾会のように、自分は晒しものになっている。異常な嫌がらせだ。こんな裁判はやつてられない」などと暴言を吐いた。

これに対して裁判長は、「裁判官は裁判を公平にやっている。もし意見があるなら正式に書面で出すように」と厳しく叱責した。傍聴席からは、被告の挑発的な態度に怒りを通り越して溜息が漏れた。

片岡委員長は今回提出した意見書の中で、「部落探訪」が原因で婚約破棄になった山口県の事例、ネットの情報によって子どもがからかわれた千葉県の実例、

山本弁護士「被告は裁判を冒涇」

山本志都弁護士が裁判の内容について報告をおこない、「被告宮部は裁判を冒涇している」と厳しく批判したうえで、「被告は全国部落調査の現代版を作ろうとしている」と述べた。

今回提出した準備書

面は、昨年12月の裁判提訴後に被告が「部落探訪」に追加して掲載した8地区について、裁判の対象範囲を拡張するように申し立てたもので、認められれば、次回以降審理の対象になると説明した。

また、今回提出した準備書面では、①「部落探訪」に掲載することによって差別されない権利の侵害にあたること②インターネット上の「部落探訪」の画像は鮮明で、落探訪の画像は鮮明で、落探訪の姓名まで確認できるが、裁判所に証拠

行が協議された。今回の口頭弁論も警備法廷で、被告、原告は時間をずらして退廷した。

口頭弁論後、埼佛会館に移動して報告集会がおこなわれた。

原告の決意表明で池田三男支部長は、前回の6月の口頭弁論後に宮部が地元に来たと報告。その後、8月には70歳前後の白髪交じりの人物が地元の公民館に来て、「草むしりで池田さんにお世話になった」など

と作り話をしたうえで、「中条の集会所はどこにあるのか。池田さんの家はどこか。ここからどのくらいの距離かなどと質問したと報告した。公民館職員は怪しいと感じて答えなかった。池田支部長は、「こ

うした嫌がれせに負けて、今後も断固として頑張る」と述べた。

地名や代表的な姓名を特定しており、明らかに人格権を侵害していること④掲載された各地域を直接見て内容の悪質性などがわかったこと⑤有料版の「人権テレビ」と地図から苗字を検索できる「マップン！」を利用して

地図上に個人の家特定しており、極めて悪質であると主張したことなどを報告した。

次回の口頭弁論は、12月4日午後2時から開かれる。大阪訴訟は10月24日に1回目の口頭弁論が決定。新潟訴訟は裁判の開始は未定。